

平成 25 年 11 月 7 日

第 21 回 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会提出資料

公益社団法人被害者支援都民センター 理事 大久保恵美子

1 取り調べの録音・録画について

分科会では、取り調べの適正化を図るという観点から、幅広い範囲で録音・録画を義務付けるべきという方向で議論がなされているようであるが、制度を考える上で、刑事司法が被害者に更なる二次的被害を与えないように、被害者の視点を取り入れたものにしていただきたい。

第1案では、被害者等の名誉やプライバシーを害する供述が録音・録画される可能性があること自体が、被害者の精神的回復を阻害する。また、この制度がネックとなり被害申告をためらう被害者が増えれば、犯罪者が逮捕されず新たな被害者が出ることを懸念する。

更に、第5回部会のヒアリング等でも指摘されたように、取調べの機能が損なわれるという事態は、真相解明を求める被害者としては受け入れることができない。第2案であれば、被害者等の名誉やプライバシー及び真相解明に支障が生じない運用が可能だと考える。

2 刑の減免制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度について

第20回部会でも提出した資料のとおり、国民が刑事司法に期待することは、事件の全容が解明され、犯罪者には罪に応じた罰が科せられることである。被害者もそう信じて、辛い事情聴取にも耐えて捜査に協力している。また、引き込みの危険や捜査攪乱により捜査現場の混乱や、捜査全体の力が落ちることがあれば、被害者や国民が望む安心して暮らせる安全な社会の構築が困難になるのではないかと懸念する。そうした懸念なく、事件の全容解明に役立つ制度になるよう、対象とする犯罪も含めて検討していただきたい。

3 通信傍受の合理化・効率化、会話傍受

第11回部会でも紹介したように、当時の国家公安委員長は「本当のプライバシー保護は個人の生命・財産を守ること」と発言している。このことから、対象犯罪を拡大し通信業者にも負担を掛けない法制度にする必要がある。

4 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

第1勾留と在宅の間の中間的な処分には反対である。“犯罪被害者等基本法”の重点課題では「・・再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり・・」 「このような犯罪被害者の精神的・身体的被害に対し、回復・軽減し又は防止するための取り組みを行わなければならない」と明文化されている。このことから、被害者の視点を重要視したものでなければならない。